20　法第二十七条第十四項第三号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　非居住者等と、当該非居住者等及び当該非居住者等と次号から第六号までに掲げる関係にある者が直接に保有する議決権の数並びにこれらのものが他のものを通じて間接に保有するものとして主務省令で定める議決権の数を合計した議決権の数の議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当する法人との関係

二　非居住者等との夫婦の関係

三　非居住者等とその直系血族との関係

四　非居住者等に雇用されている関係

五　非居住者等により生計を維持されている関係（前三号に掲げる関係を除く。）

六　非居住者等（外国政府等に限る。）と、当該非居住者等との契約又は外国の法令その他これに類するものにより当該非居住者等による情報収集活動に協力する義務を負う者との関係

七　非居住者等と、当該非居住者等又は当該非居住者等と第二号から前号までに掲げる関係にある者がその役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの過半数を占める法人との関係

21　法第二十七条第十四項第三号に規定する政令で定めるものは、非居住者等と前項に規定する関係にある者が行う次に掲げる対内直接投資等に相当するものとする。

一　当該非居住者等の指示に基づき行われる対内直接投資等に相当するもの

二　当該非居住者等の指示に基づき特定の事業を譲渡し、又は廃止することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（前号に掲げるものを除く。）

三　当該非居住者等に対し特定の事業を譲渡することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（前二号に掲げるものを除く。）

四　当該非居住者等に対し当該対内直接投資等に相当するものに係る会社その他の法人又は団体が保有する法第二十五条第一項に規定する特定技術（非居住者等が当該特定技術を保有する会社その他の法人又は団体の経営に重要な影響を与えることにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれのある特定技術として主務省令で定めるものに限る。次号において同じ。）を提供することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（第一号に掲げるものを除く。）

五　当該非居住者等の指示に基づき他の非居住者等に対し当該対内直接投資等に相当するものに係る会社その他の法人又は団体が保有する法第二十五条第一項に規定する特定技術を提供することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（第一号及び前号に掲げるものを除く。）

第三条の二第一項中「次に掲げるもの」を「外国投資家であつて、次に掲げる非居住者等」に、「ものにあつては、財務大臣が」を「非居住者等に該当するものにあつては、対内直接投資等を行う場合において」に、「外国投資家」を「非居住者等」に、「認めた」を「財務大臣が認めた」に、「）と」を「）に該当するものと」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　外国政府等

第三条の二第一項第四号中「（当該外国政府等が当該情報を取得することにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい情報の収集が、その対象から除外されていないものに限る。第四条の三第一項第四号において同じ。）」を削り、同項第五号イ中「の数と」を「又は外国議決権の数と」に、「の数の総議決権」を「又は外国議決権の数の議決権又は外国議決権の総数」に改め、同号ハ中「の数」を「若しくは外国株式等の数」に、「の総数」を「若しくは外国株式等の総数」に改め、同号ホ中「議決権」を「議決権若しくは外国議決権」に改め、同条第四項中「前条第八項から第十一項」を「前条第十一項から第十四項」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第三条の二第三項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第三条の二第四項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第三条の二第四項の」に、「同条第十一項中「第七項」とあるのは「第三条の二第三項」を「同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第三条の二第四項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「前条第二項第二号又は第三号」を「前条第二項第三号又は第四号」に改め、同項第二号中「第二条第十六項第二号、第四号、第六号及び第七号」を「第二条第二十五項第一号、第二号、第四号及び第六号」に改め、同項第三号中「前条第二項第一号」を「前条第二項第一号イ」に、「）に」を「）又は同項第二号イに規定する保有する法人のうち技術若しくは情報であつて対内直接投資等を行つた外国投資家が当該技術若しくは情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより当該対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当することとなるおそれが大きいものとして主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人（以下この号において「特定法人」という。）に」に、「（当該対内直接投資等）を「（対内直接投資等」に、「当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる」を「特定業種に属する事業を営み、又は特定法人に該当する」に、「を含む」を「における当該対内直接投資等を含む」に、「掲げるもの（前項第四号）を「掲げるもの（第一項第四号）に、「行う者の」を「行う者又は特定法人に該当する者の」に改め、同号イ中「前項第四号」を「第一項第四号」に、「第二条第十六項第三号」を「第二条第二十五項第三号」に改め、同号ロ中「第二条第十六項第三号」を「第二条第二十五項第三号」に、「実質株式の数」を「実質所有等株式の数及び」に、「同条第十九項第一号」を「同条第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人等」を「非居住者等」に、「実質株式の数並びに当該行為をしたもの及び当該行為をしたものの密接関係者が株式への一任運用をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式」を「実質所有等株式」に、「の実質所有等議決権の数及び当該行為をしたものの密接関係者」を「が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該行為をしたものの密接関係者が保有する当該上場会社等」に改め、同項第四号中「前条第二項第一号」を「前条第二項第一号イ」に、「事業」を「事業又は同項第二号イに規定する主務省令で定める技術若しくは情報に係る事業」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第二十七条の二第七項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされるものが行う対内直接投資等に相当するものであつて、第一項各号に掲げる非居住者等のために行われるもの

第三条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十七条の二第一項に規定する政令で定める行為は、第二条第二十五項第一号から第六号までに掲げる行為とする。

第三条の二に次の三項を加える。

6　前条第十九項の規定は、法第二十七条の二第七項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。

7　前条第二十項の規定は、法第二十七条の二第七項第三号に規定する政令で定める特別の関係について準用する。

8　前条第二十一項の規定は、法第二十七条の二第七項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。

第三条の二の次に次の二条を加える。

（禁止期間中の国の安全等に係る措置に関する自発的な修正の届出の手続）

第三条の三　法第二十七条の三第一項の規定による届出は、同項に規定する禁止期間の満了する日までに、主務省令で定める手続により、しなければならない。

2　法第二十七条の三第一項の規定による届出をしようとする外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人により当該届出をしなければならない。